

第2回 愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成会議

議事概要

1. 日時：平成26年3月26日（木） 14：30～17：50
2. 場所：一般財団法人自然環境研究センター 7階会議室
3. 出席者（敬称略）：

検討委員（五十音順）

石井 実	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
岩崎 敬二	奈良大学教養部 教授
内田 和男	独立行政法人水産総合研究センター 増養殖研究所 内水面研究部 部長
角野 康郎	神戸大学大学院 理学研究科 教授（ご欠席）
小林 達明	千葉大学大学院 園芸学研究科 教授
鳥羽 光晴	千葉県水産総合研究センター 東京湾漁業研究所 所長
中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員
西田 智子	独立行政法人農業環境技術研究所 生物多様性研究領域 上席研究員
長谷川 雅美	東邦大学理学部 生物学科 教授（ご欠席）
細谷 和海	近畿大学農学部 教授
村上 興正	元京都大学 理学研究科 講師

農林水産省

作田 竜一	農林水産省 大臣官房環境政策課地球環境対策室 室長
丹菊 将貴	農林水産省 生産局畜産振興課 課長補佐
谷口 康子	農林水産省 生産局畜産振興課 課長補佐
廣田 美香	農林水産省 生産局畜産振興課企画班 課長補佐

環境省

関根 達郎	環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 室長
東岡 礼治	環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 室長補佐
谷垣 佐智子	環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 係長

事務局

小出 可能	一般財団法人自然環境研究センター 主席研究員
-------	------------------------

4. 議事：

- (1) 侵略的外来種リスト作成について
- (2) その他

(1) 侵略的外来種リスト作成について

< 説明資料 >

- (資料1) 外来種被害防止行動計画(仮称)及び侵略的外来種リスト(仮称)の今後の検討スケジュール(案)

環境省より資料1を説明。

(特になし)

< 説明資料 >

- (資料2) 平成26年度第1回侵略的外来種リスト作成会議(9月5日開催)においての特に検討が必要な意見及び対応案
- (資料3) 外来種被害防止行動計画・侵略的外来種リストに関するNGO・NPO及び関係事業団体と委員との意見交換会(10月1日開催)においての特に検討が必要な意見及び対応案
- (資料4) 侵略的外来種リストに関する学会への意見への対応案
- (資料5) 平成25年度第1回愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成に向けた魚類ワーキンググループ会合(2月13日開催)においての特に検討が必要な意見及び対応案
- (資料6) 平成25年度第2回愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成に向けた植物ワーキンググループ会合(2月13日開催)においての特に検討が必要な意見及び対応案
- (資料7-1) 侵略的外来種リスト(仮称)作成の基本方針
- (資料7-2) 侵略的外来種リスト(仮称)作成手順の流れ
- (資料7-3) 侵略的外来種リスト(仮称)の構造
- (資料11) 対策優先種(案)について

環境省より資料2、3、4、5、6、7-1、7-2、7-3、11を説明。

資料2、資料3、資料4、資料5、資料6について

- ・ (資料2 p1) 3番目のサキグロタマツメタ等の扱いについて、「海外から我が国の自

然分布域の外に導入される種」と限定する必要は無いのでは。

- ・ IUCNでは生息域外からの導入という定義を徹底している。国境に関わらず、自然分布域外からの導入かどうかだけが本来の生物多様性の観点。今更だが、蓋然性があるのだろうかという気もする。

同種の自然分布域内に導入される場合は遺伝的攪乱の問題になり、外来種問題ではなく、行動計画で整理することになるので、リストでは取り扱わない整理としている。(環境省)

今回、国内外来種の問題を取り上げたのは大きな前進と考えている。その際、外国から日本国内の分布域外に入ってきたものは「国内外来種」とは言えないため正確に述べた。法律の枠外のもを対象にしたことで必要になった言葉であると理解いただきたい。(事務局)

< 植物防疫法との関連について >

- ・ (資料2 p2) 3番目。植物防疫法対象の農業害虫の外来種は植防法で対処されるが、分布域外に出て生態系被害を起こした場合には対象外になるので、生態系被害を起こすものはこちらのリストで扱う、と明確にしておく必要がある。植防法対象種のリストを出して、侵略的外来種リストの対象外だと分かるようにする。またその中で生態系被害を与えるものにマークすれば分かりやすい。
- ・ (資料2 p2) 3番目。農業被害という観点が実は明確ではない。植物防疫法では有用植物であってもなくても害を与えるものが対象で、例えばエノキを食べるアカボシゴマダラは対象になる。植防法と農業との関係はどう整理されるのか。
昆虫は植物に影響する種が膨大で、農林水産省でも法に基づいて対策しているので、二度手間を避けるため今回のリストでは除外することとした。植防法での扱いはもう少し検討し、分かりやすく提示したい。(事務局)

資料7 - 1、7 - 2、7 - 3について

< 「(1) 対策が必要な外来種」と「(2) 産業管理外来種」について >

- ・ (資料7 - 1 p5、資料7 - 3)(2) 産業管理外来種の区分の必要性は分かるが、その対応として(1) 対策が必要な外来種とあえて区分する必要があるだろうか。適切な管理も一種の対策である。資料7 - 3の黄色の枠内には適切な管理が必要なもの、分布拡大阻止が必要なもの、駆除が必要なものまで含まれている。
- ・ 「産業管理外来種」の中にも分布定着段階カテゴリが必要で、「対策優先種」「限定対策種」もあるはずである。上に産業管理以外、下に産業管理と大きく分け、カテゴリ構造は統一すれば分かりやすい。小笠原・南西諸島や感染症は別途区分が必要かもし

れない。

< 「限定対策種」と「対策優先種」について >

- ・ (資料7 - 1、7 - 3)「限定対策種」について。意図的に導入されたものなら特定の重要な地域で対策可能だろう。しかし非意図的に導入されて分布拡大しているものは、そのような対策が難しい。例えばムラサキイガイは都市域の港から船で運ばれて拡散するため、都市域で船底を清掃する必要がある。植物と水域の動物では状況が異なる。
- ・ 「対策優先種」はまん延期のものにも出てくる。「限定対策種」もまん延期のものに限らず局所的に分布するものは該当するのでは。それなら「対策優先種」も「限定対策種」も定着段階の全カテゴリに掛かるよう横に伸ばす構造が分かりやすい。「限定対策種」は地域を重視するので、「地域限定対策種」としたほうが良い。

「対策優先種はまん延期のものにも出てくる」との言及は重要。オオクチバスはまん延期に移っていくと思うが、そうすると対策が必要な外来種に対する防除が弱まってしまわないか。定着状況の枠組みは Hobbs の増殖パターンの改変で、原典ではまん延期は手遅れ期そのもの。「対策優先種」や、手遅れのものは限定地域だけ守るという論理は、リストの本来の趣旨から外れるのではないか。
- ・ (資料7 - 1、7 - 3)「限定対策種」の‘限定’が何を限定しているか分かりにくい。説明を読めば地域だと分かるが、もう少し良い名称を考えてほしい。
- ・ (資料7 - 1、7 - 3)「限定対策種」は、植物ワーキングでまだ検討していない提案。そもそも植物でまん延期のものがこれほど多く挙がることに反対である。明らかに地域的に増えていくという話があったが、この案のような「どこの国立公園」といった限定的なものをリストに挙げる必要があるだろうか。植物ワーキングでの議論が必要だと思うが、分類群によって‘地域限定’のニュアンスが違うという印象を受ける。
- ・ (資料7 - 3) 限定対策種は無くても良いと思う。ただ分類群毎に事情が違うので、植物ではこのフレームを希望するのであれば使っても構わないのでは。
- ・ 分類群によるだろう。海産無脊椎動物のような開放系生態系で非意図的導入が多いと地域限定しにくい。一方で、重要な地域に対するカテゴリは必要だと思う。小笠原・南西諸島等で問題になるものは「地域限定対策」ではないか。
- ・ 「限定対策種」という名称は重要度が低い印象を与える。普通に見られる外来種なの

で止むを得ないかもしれないが、良い名称案を検討いただきたい。

- ・ 資料 9 - 2 で動物の「限定対策種」を選定している。基本的には、まん延期でどこでも見られるものの中で、必要な所で限定的に対策していただきたいもの。(事務局)
「限定対策種」はリスト案を見てもかなり出ており、ここですぐ要、不要を決めるのではなく、検討事項として残したい。

< 定着状況のカテゴリ区分について >

- ・ (資料 7 - 3) 分布定着状況の区分は研究者間でも見方によって印象が違う。行動計画では定着状況によって戦略を立てると謳っているのですが、このカテゴリ区分は重みがある。現実の状況よりも枠組みに縛られるのならやめたほうが良い。特定外来生物ぐらゐはカテゴリ区分案を示してもらえるとイメージが湧く。アライグマもバス類も分布拡大しており、そうなるともん延期のものなどは無いのでは。アメリカザリガニも分布拡大の最前線がまさに問題。
- ・ 全般にはそれなりに分かりやすい区分だが厳密には難しいので、全ての定着段階に「対策優先種」「限定対策種」がカバーするように枠組みを変えるのが良いのではないかと。それで評価出来れば、「産業管理外来種」でも同様に作業してみたらどうか。

< 枠組みの検討について >

- ・ 議論を整理させていただきたい。「産業管理外来種」の区分は異論無し。黄色枠のグループのネーミングは「対策が必要な外来種」としたが、適切でなければ名称を付けなゐか変更する、というご意見だと理解している。また「産業管理外来種」についても定着状況区分をする。定着段階は、分布拡大期ともん延期の判断が困難であればまとめることも一案かと思う。「限定対策種」の枠組み自体が不要か。それぞれに対策の方向性や利用上の注意を記載すれば十分フォロー出来るとも考えられるか。(環境省)

< 説明資料 >

- (資料 8) 侵略的外来種リスト(仮称)の掲載種選定手順について
- (資料 9 - 1) 侵略的外来種リスト(仮称)動物の掲載種の選定方法
- (資料 9 - 2) 侵略的外来種リスト(仮称)動物の掲載種(案)
- (資料 10 - 1) 侵略的外来種リスト(仮称)植物の掲載種の選定方法
- (資料 10 - 2) 侵略的外来種リスト(仮称)植物の掲載種(案)

事務局より資料 8、資料 9 - 1、9 - 2、10 - 1、10 - 2 を説明。

資料 8、資料 9 - 1、9 - 2、資料 10 - 1、10 - 2、資料 11 について